

山梨県公報

第二千八百二十二号

平成三十年

九月六日

木曜日

目次

告示

- 道路の区域変更(二件)……………四五一
- 道路の供用開始……………四五一
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(三件)……………四五二
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………四五四
- 換地計画の決定(二件)……………四五四
- 公共測量の実施……………四五四
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………四五五
- 開発行為に関する工事の完了について……………四五五

告示

山梨県告示第二百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成三十年九月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年九月六日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷富士川線
- 三 道路の区域

区間	旧別の敷地の幅員(メートル)	延長の(メートル)
南巨摩郡富士川町駅前通二丁目字沢ノ戸八番一四地先から南巨摩郡富士川町鯉沢字八幡一四七三番二	八・四(一六・二)	五四五・〇

地先まで

新	
八・四(一六・二)	五四五・〇
一一・〇(七五・三)	四五四・七

山梨県告示第二百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成三十年九月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年九月六日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 笛吹市川三郷線
- 三 道路の区域

区間	旧別の敷地の幅員(メートル)		延長の(メートル)
	新	旧	
西八代郡市川三郷町上野字川浦五八一番一 地先から 西八代郡市川三郷町上野字川浦五八二番五 地先まで	八・五(一〇・九)	六・六(一〇・八)	一三・八

山梨県告示第二百六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成三十年九月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年九月六日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区間	延長の(メートル)	供用開始の期日
県道	笛吹市川三郷線	西八代郡市川三郷町上野字川浦五八一番一 地先から 西八代郡市川三郷町上野字川浦五八二番五 地先まで	一三・八	平成三十年九月六日

殿畑	三十	郡	大月市	町	賑岡町	村	大字	強瀬	字	殿畑ケ	七六四番地先道	地番
	三十一									同	同	
	三十二									浅倉	八一四番	
	三十三									同	同	
	三十四									殿畑ケ	七六三番	
	三十五									同	同	
	三十六									同	同	
	三十七									同	同	
	三十八									同	同	
	三十九									同	同	
	四十									同	同	
	四十一									同	同	
	四十二									同	同	
	四十三									同	同	
	四十四									同	同	
	四十五									同	同	
	四十六									同	同	
	四十七									同	同	
	四十八									同	同	
	四十九									同	同	
	五十									同	同	
	五十一									同	同	
	五十二									同	同	

山梨県告示第二百六十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年九月六日

山梨県知事 後藤 齋

急傾斜地崩壊危険区域 柱を順次結んだ線及び標柱番号四十号と一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から四十号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号四十号と一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域	小柳	標柱番号	郡	市	町	村	大字	字	地番
		一	大月市	猿橋町	猿橋	大猿橋	二三番一			
		二	同	同	同	同	同			
		三	同	同	同	同	同			
		四	同	同	同	同	同			
		五	同	同	同	同	同			
		六	同	同	同	同	同			
		七	同	同	同	同	同			
		八	同	同	同	同	同			
		九	同	同	同	同	同			
		十	同	同	同	同	同			
		十一	同	同	同	同	同			
		十二	同	同	同	同	同			
	十三	同	同	同	同	同				
	十四	同	同	同	同	同				
	十五	同	同	同	同	同				
	十六	同	同	同	同	同				
	十七	同	同	同	同	同				
	十八	同	同	同	同	同				
	十九	同	同	同	同	同				
	二十	同	同	同	同	同				
	二十一	同	同	同	同	同				
	二十二	同	同	同	同	同				
	二十三	同	同	同	同	同				

測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年九月六日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 測量の種類 公共測量（二級基準点測量）
- 二 測量の地域 山梨県南巨摩郡身延町及び西八代郡市川三郷町
- 三 測量の期間 平成三十年八月二十七日から同年九月二十八日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成三十年九月六日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市石和町四日市場字保洲町三十二の四、三十三の一、三十三の三から三十三の六まで、三十四の一から三十四の五まで、三十九の一、三十九の三から三十九の九まで、四十、四十一及び四十二の一の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 笛吹市石和町市部七百七十七番地 笛吹市長 山下政樹

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年九月六日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 上野原市大野字峯二千三百四十四番三、二千三百六十七番三、二千三百六十八番四から二千三百六十八番六まで、二千三百六

十九番一及び二千三百六十九番四から二千三百六十九番六までの区域
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 上野原市大野二千五百三十五番地 社会福祉法人緑水会 理事長 上條貢司

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番